

## 盛岡市駐車場条例の一部改正について

平成 19 年 11 月 26 日

都 市 整 備 部

## 1 改正の趣旨

マリオス立体駐車場（収容台数 294 台）及び盛岡駅西口地区駐車場（収容台数 418 台）の駐車料金は、それらの駐車場を設置した当時盛岡駅西口地区に駐車場が無かったため、盛岡駅東口地区の駐車料金に準じて設定されたものである。昨年、盛岡駅西口地区に民間の低料金の駐車場が開場したことから、マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金を盛岡駅西口地区の民間の駐車場の駐車料金に準じるように下げようとするものである。

## ※盛岡駅西口地区の民間の駐車料金

A駐車場	8時から 20 時まで 30 分毎 100 円(12 時間まで最大 1,000 円) 20 時から翌 8 時まで 1 時間毎 100 円(12 時間まで最大 800 円)
B駐車場	8時から 22 時まで 1 時間毎 100 円 22 時から翌 8 時まで 1 時間毎 50 円

## 2 改正の内容

マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金を次のように改正するものである。

駐車時間	駐車料金（改正案）	駐車料金（現行）
午前 7 時から午後 6 時まで	駐車時間 30 分までごとに <u>100 円。ただし、1,000 円を</u> <u>超えるときは、1,000 円</u>	駐車時間 30 分までごとに <u>150 円</u>
午後 6 時から午後 11 時まで	駐車時間 1 時間までごとに <u>100 円</u>	駐車時間 1 時間までごとに <u>150 円</u>
午後 11 時から翌日の午前 7 時まで	駐車時間 1 時間ごとに <u>100 円</u> の範囲内で規則で定める額	駐車時間 1 時間ごとに <u>150 円</u> の範囲内で規則で定める額
	午後 6 時から翌日の午前 7 時までの駐車料金が 800 円を 超えるときは、800 円とする。	

## 3 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日

## 4 経過措置

平成 20 年 4 月 1 日以後に出庫する自動車から改正後の駐車料金を適用する。